

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年8月25日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後1時00分～午後2時02分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部会長 森 美和子
副部会長 鈴木 達夫
部会員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀
伊藤 彦太郎
会長 中崎 孝彦
副会長 尾崎 邦洋
- 4 欠席会員 部会員 服部 孝規
- 5 事務局 議会事務局長 渡邊 靖文 議事調査課長 大泉 明彦
新山 さおり 西口 幸伸
- 6 案件
1. 第69回検討部会の確認事項について
(1) タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） ただいまから、議会改革推進会議「第70回検討部会」を始めさせていただきます。

まず初めに、第69回の検討部会の確認事項について事務局から説明をお願いします。

新山グループリーダー。

○議会議務局員（新山さおり君） それでは、第69回検討部会の確認事項についてでございます。

前回、6月28日に検討部会を開催いただきまして、タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請についてご議論いただきました。これにつきましては、アプリの追加の際は全員のタブレット端末に追加をされる想定ということでご議論いただいておりますが、個人のタブレット端末に追加可能であることが確認できたことにより、お二人の議員からアプリの追加の申請をいただいておりますけれども、それぞれの申請についてそれぞれの端末へ追加をすることでご承認いただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ただいまのことについて、よろしいですか。確認事項ですので。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） では、次に移ります。

2番目として、議会改革白書2021への掲載内容について、続いてどうぞ。

新山グループリーダー。

○議会議務局員（新山さおり君） それでは、資料1のほうをご覧ください。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項でございます。

今回は3点上げさせていただきます。

まず、議会運営委員会におきまして、令和3年8月20日、新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の対応についてということで、本会議への議員の出席については、執行部と同様におおむね半数に調整する。また、予算決算委員会への委員の出席については検討を行うこととするということを確認いただきました。

続いて2つ目ですが、会派代表者会議におきまして、8月6日に確認いただいております。代表監査委員の議会への出席について、本会議及び9月定例会における予算決算委員会（開会日の決算審査報告等及び2日間の決算審査）について出席を求めることとする。

続いて3つ目ですが、広聴広報委員会におきまして、7月12日に確認いただきました。議会映像インターネット配信の録画映像の保存期間についてということで、本会議及び常任委員会の録画映像のデータは、8年分蓄積された時点で直近の4年分のデータを残し、それ以前の4年分のデータを削除する。

以上、3つのことについて決定されました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ただいまのことについて、何か質問等あれば、よろしいですか。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） ちょっと確認させてください。

議会運営委員会、8月20日、私も傍聴はさせていただいたんですけども、新型コロナウイルス感染症対策として執行部おおむね半分、それから議員も半分という議論でまとまったように私も聞いていたのですが、新型コロナウイルス感染症の状態、例えばまん延防止のとき、それから今回のように

その後新たに緊急事態宣言という形で状況が変わっても、一応それらは全て含めて、感染症対策としておおむね半数ということまで確認できたかどうか、確認をしたいと思います。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 緊急事態宣言については、午前中、政府が専門部会のほうへ確認し、それで本日の夕方だろうと思いますが決定されるどころだと承知しております。

そのような中で、このコロナ対策についてなんですけれども、まん延防止措置のとき、この6月ですけれども、これに加え半減しているというところの中のような状況でございます。これについて、緊急事態宣言が出た上でのことというのは、これの中で今のところ進んでおりますので、このまま進むべきものというふうには考えておりますが、あした議会運営委員会もございますので、そこで云々というのはあるのかというのは、想定はされますが、このままの対策を進めて、9月議会を運営していくものというふうに理解しております。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） もう一つ。

あした議運で議論をするということは、もう一つ、これは議会改革白書に掲載する決定事項ということで、ちょっと議会運営委員会の議論の内容自体がどうかという話ではないかとも思いますが、もう一つ、議案質疑あるいは一般質問については、特に制限をせず議員の意思によって発言の機会あるいは発言の時間を議員の判断ですということも私は大きな決定事項のように、傍聴していただいて感じ取ったんですけれども、そういうものについては、こういうところへは記載はしないということですか。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） この一般質問の時間の短縮とか開催を見送るとかいうことは、昨年の緊急事態宣言が出た辺りから各市議会で取り組んでいるところが出てきたというところで、当然そのときに亀山市議会は時間短縮とかをどうするんだという議論もあって、その中で特にもう議員のご判断でということで、亀山市としてはやらないということを決めておりますので、それが今年も同様ということですので、特に今回の決定事項には入れていないということでございます。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） そうしますと、以前に議員の判断で決めるということはどこかに記載をされているということよろしいですか。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） ちょっと昨年の決定事項が今手元にございませんで、一度確認をさせていただきます。それで、もしそれが漏れているようでしたら、当然そのときの決定事項の中に入れてさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） それでは、後ほどまた分かりましたら事務局のほうから答えていただきたいと思います。

じゃあ次に移らせていただきます。

今回の議題であります前回までオンライン会議についていろいろとご議論をいただき、一定のめどがつかまりましたので、次の議題に移りたいと思っております。

議員の政治倫理への対応について、カルテは最初にお配りをさせていただいたカルテ41が

SideBooksにも保存してありますので、この点について。

これは政治倫理に関する規定の在り方については見直しが必要ということで、優先に取り組む課題となりましたので、ご議論をいただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 部会長から見直しが必要というお言葉もありましたが、一旦ここで資料2、政治倫理条例についてという資料のご説明をさせていただきます。この資料に基づきまして、少し政治倫理条例について振り返りもいただきながら、全国の団体の状況も含めながらご説明申し上げ、見直しに関する本日ご議論いただきたい点などをご説明申し上げたいというふうに考えます。

資料2でございます。政治倫理条例について。

政治倫理条例とは、自治体や自治体の議員や首長等の政治倫理に関して規定するもので、昭和58年、大阪府堺市で制定されたものが全国で最初という形でございます。それぞれ議員であったり長であったり、議員と長の両方を規定するような条例もございますが、私ども亀山市のほうでは、平成22年に制定されているという状況です。

その条例の内容でございますが、一般的には全国を見ますと6項目のものが規定されているという状況がうかがえます。

まず1つ目には、政治倫理基準、2つ目には請負等の制限、裏面に参りますが3つ目には資産公開、4つ目には住民の調査請求、5つ目には政治倫理審査会のこと、6つ目には問責制度、こういうもので構成される条例が全国的には多うございます。その中で、令和になってから制定された市町村を見てみますと、例えばハラスメントに対する規定であったり、補助団体、市町村からの補助金が出ている団体の長への就任等を規定する自治体が見受けられます。

この見直しに関しまして整理が必要なものがありまして、亀山市議会議員政治倫理指針というものを定めておりますが、この見直しについてのご議論を行っていただきたいという形でございます。

例えば、その指針なんですけれども、まず1つ目には市からの補助金または委託料を受けている団体の役員に就任してはならないというふうなことで、5つの団体の例示があるわけなんですけれども、これについて申し上げるならば、この団体、今の5つでよろしいんでしょうとか、その職の範囲、役員に就任してはならないとありますが、役員の範囲というのはどこなんであるとか、ならないというふうに禁止しておりますけれども、努力規定のほうがいいんじゃないか、さらに変えるならば条例にうたい込むのか規則で残すのか、いやこの指針をそのまま継続するのか、こういうところら辺が本日ご議論賜りたい中心になってこようかと思えます。さらに、少し先ほども触れましたが、全国的に見てみますとハラスメントのことであるとか規定されている部分もございますれば、そういうことも含めましてご議論をいただけたらありがたいというふうに考えております。

ちょっと申しました政治倫理指針、この見直しのご議論という意味の中で、続いて各市町の状況であるとか、資料3からになりますのご説明を続けさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料3をご覧ください。

こちらは平成22年に制定されました亀山市議会議員政治倫理指針でございます。

先ほど課長のほうからも説明がございましたが、こちらのほうは大きく2つの項目で構成されてお

りまして、1つ目が市からの補助金または委託料等を受けている団体への役員就任についての規定でございまして、

まずこちらにつきましては、先ほどの説明のとおり、どこへ規定するのか、どこまでの団体とし、どこまでの役職とするのか、一律禁止なのか努力規定とするのかなど、ご議論いただくに当たりまして、資料4をご覧いただきたいんですけども、北勢4市議会の政治倫理に関する規程の制定状況、また役員の就任についての取決めについてなど調査をいたしました。

まず桑名市、四日市市、いなべ市、鈴鹿市、それぞれ条例、施行規則、要綱や規程という形で政治倫理の規程がございまして、その中に役員の就任についての取決め規定はございせんが、また別途全ての4市とも申合せや先例集の中に取決めがされていることが分かりました。

桑名市のほうは、この補助金を受けている各種団体役員への就任に関する申合せというものがございまして、規定の内容については記載のとおりでございまして、補助金等の交付を受けている各種団体の主な役職には就任しないことという規定になってございまして、

続きまして、四日市市につきましては、慣例・申合せということで、団体の会長職就任の自粛ということで自治会、PTA、婦人会、社会福祉協議会及び老人会の会長職には就任しないという規定になってございまして、

いなべ市につきましては、各種補助団体の三役以上の役職には就かないこととしております。

あと鈴鹿市につきましては3つ、自治会連合会会長、老人クラブ連合会会長、社会福祉協議会会長に就任しないという規定になってございまして、

近隣の4市議会におきましては、全て申合せで取決めがされておりましたので、条例で規定されている他の市議会のほうを全国的と、あと県内を調査いたしましたものが資料5でございまして、

資料5のほうをご覧ください。

県内は2市、伊勢市と鳥羽市のほうが政治倫理条例の政治倫理基準の中で規定がございました。

こちらのほうの記載内容は、同じような内容にはなるんですけども、ちょっと最後の表現が違っていて、伊勢市の場合は市から補助金等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないことということで禁止、しないことになっております。鳥羽市につきましては、その役員に就任することを自粛することという規定になっております。

あと、県外の3市で参考にさせていただきましたのが愛媛県宇和島市、こちらも政治倫理条例において政治倫理基準に規定されておまして、こちらは市から活動補助などを受けている団体の役員に就任することは妨げないが、その地位による影響力を不正に行使しないこと。ただし、団体等の長については就任しないように努めることという規定になっております。

続いて和歌山県紀の川市、こちらも政治倫理条例の政治倫理基準のほうに規定がされております。こちらも補助金等の交付を受けている法人その他の団体の代表者または役員に就任したときは、その権限または地位を利用することにより、国または地方公共団体に対し当該団体に有利になるような働きかけをしないことという規定になっております。

次に、千葉県匝瑳市でございまして、こちらも政治倫理条例に規定をされておますが、項目が兼職に関する遵守事項という項目が設けられておまして、その中の抜粋になるんですけども、次の各号に掲げる職の就任は、議会運営の公正を図るため、辞退するようにしなければならない。ただし、法令等により議員が就任する必要のあるものはこの限りでない。(1)市から補助金を受けている商

工会会長、農業協同組合理事、土地改良区理事、観光協会会長、体育協会会長、文化協会会長等、当該団体に当たる職、あと市の例規に定められている委員会または審議会の委員長または会長、市の区長会長、あと省庁の長なども挙げられておりまして、その他議会運営の公正を妨げられると思われる団体等の代表に当たる職など、5つの項目が上げられておりました。

資料5のほうは以上でございます。

この資料を参考にしていただきながら、当市の政治倫理指針のこの項目についてどのように規定していくか、ご議論をいただきたいと思います。

あと、もう一つの項目であります会議等の心得、政治倫理指針の中に心得がありますけれども、こちらの(1)のほう、資料3になるんですが、こちらにつきましては、出席の規定のほうに記載されておるんですが、今年の3月定例会で会議規則の改正をいたしまして、欠席事由の部分の改正もしております。今までは、事故のために出席できないときという記載を、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、あとその他のやむを得ない事由という形で改正したことによりまして、この運用基準というのが、今後整備が必要ではないかということで、この4月以降、他市議会の状況などを確認しておるんですが、近隣の市議会も、改正はしたものの運用基準まで定めたり議論が進んでいるところはまだございません。中には全くそういった議論もしていないところもあるんですが、津市議会なんかはもう議論もされておまして、基準がとても難しいということで、まだ現在規定がされていない状況です。この運用基準については、今後の検討課題になるかと思っておりますので、また今後ご議論いただく形になろうかと思っております。

この部分については、そこへの規定ということで、今はちょっとご提案をしております。

あと2番の部分の服装の服務規律みたいな内容があるんですが、この内容につきましては、亀山市議会要覧のほうへの記載がいいのではないかと考えております。あと残りの3番から5番につきましては、内容を政治倫理条例の中に溶け込ませることができるような内容であれば、それで整備をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

今、資料3を皆さん見ていただいているのかなと思うんですけど、本来であれば指針という非常に重いものが、内容を見ますとクールビズのこととか、非常にお粗末な感じで、別に指針というところで規定するようなことではないような内容が少し見受けられるかなあとということで、今回皆さんにいろいろと見直しを検討していただきたいなあと思っておるんですけど、今事務局のほうから説明をしていただいたように、一つ一つやっていきたいなあと思うんですけど、まず一番最初にあります市から補助金または委託料を受けている次の団体を代表する役員に就任してはならないというのを規定しているんですけど、これを亀山市議会は今条例もつくっておりますので、条例の中に入れていくのかどうか、それとも申合せでこれをまた、近隣市をさっき資料4を見ていただいたら、ほとんど大体申合せでくくってあるところなんですわ。そこら辺を亀山市議会ではどうするのか。条例に落とし込んでいっているところも鳥羽とか伊勢とかありましたけど、亀山としてはどうしていくのか、その点についてご意見いただきたいと思っております。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 副部会長は一番最後に話をしなければいけないんですけど、皆さん意見

がないみたいですので。

今、森部会長がおっしゃったとおり、政治倫理指針というものをしっかりつくるのであるのなら、今日資料を頂いた政治倫理条例についてという資料2の中にいろいろ項目があって、政治倫理基準、いろいろありますね。これらを踏まえた形の中で指針みたいなものをつくれればいいと思うんですが、今話題になっている市から補助金または委託料等を受けている次の団体、全くこれは読み方によってはさっぱり分からんという、市から補助金または委託料等を受けている次の団体に限っての役員に就任してはならないとしか読めないんですよ。けども、考案的には市から補助金または委託料を受け取っている団体役員には就任はやめておこうよと、主な例としてこんなふうだというのが本質的な内容だと思うんです、どちらかというと。

私個人的な話なんですけど、八、九年前にある団体、補助金をもらっている団体からそういう要請をされたんですけれども、私はこの規定の中で当時渡邊課長にも相談をしたんですけれども、やはりこれは補助金を頂いている団体は避けるべきだということでご遠慮したことがあるんですけれども、これはもうあくまでもこの分の本当の本質的内容を変える意味では、ここは整理しておく必要がある。

それから、今、森部会長がおっしゃったようにクールビズとか、こういう問題よりもむしろ、政治倫理指針をつくるのであるならば、先ほどの資料2みたいな大きな枠組みの中でつくっていくべきであらうということ。

それからもう一つは、先ほど桑名の事例がありましたね。私はその中に、申合せにしろ条例にしろ、この文章はこういう意味合いのものはしっかり入れておくべき、桑名の例に、議員は常に市民全体の利益の実現を目指して活動し、公職者として自己の利益を図らないようにしなければならない。そのため市からの補助金、この説明書きみたいなものはきっちりうたった中で、一定の団体あるいは補助金等もらっている団体辺りは規制すべきだというようにしたほうが分かりやすいし、狙いが明確であらうという思いがしました。すみません、初めから。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

ちょっと私の言葉足らずで申し訳なかったんですけど、亀山市議会、今政治倫理指針があって、政治倫理条例があって、それから政治倫理審査委員会規則、それ3つしかないんですね。条例は後からつくったんですけど、条例があれば、私は指針はもう必要ないんじゃないかなというふうに思っています。条例の中でしっかりと落とし込んでいくことによって、今中途半端になっていますけど、この指針もきちっと担保されていくのではないかなあと思っていますので、まずそこら辺の整理をやりたいたい。それと、今言った指針にある1番の5つの内容が書いてありますけど、これだけでいいのか、これを条例に入れるのか、申合せでとどめるのか、そこの議論も必要ですし、この内容もまたこれでいいのかということの議論もお願いをしたいなあと思っているんですけど、いかがでしょうか。

渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 亀山市議会の場合、議会基本条例をつくったときに政治倫理条例もつくりました。それは、それまでは政治倫理要綱しかなかったと。それで議会基本条例をつくったと同時に条例に格上げをしたという経緯がございます。ですので、昔は指針があって要綱があったということだと思うんです。それが要綱が条例に格上げた時点で、本来ならこの指針のほうをもう少し整理する必要があったのかなというのは思っておるんですけれども、このまま指針がずうっと残っておるという中で、例えば1番でも、今コミュニティ会長という職自体がもうございません。なのにこ

ういう形で残っておるということで、まずこの1番に関しては、こういう今はない職が残っておるという辺りからこれは変えたいという、当然それがあったわけですけども、今部会長のほうが言っていておる、これをこの指針としてまだ残すのか、それとも条例の中へ入れ込んでいくのか、それとも北勢4市みたいに申合せや慣例、そういうようなところへ落としての記述にしていくのか、どこへ記載をするのかというのが一つございます。

それと、この団体の範囲ですけども、いろいろ他市のものも見ていますと、団体を特定して就任しないというところもありますし、全ての補助団体という言い方をしておるところもありますので、そこを団体を限定するのか全てとするのかという部分、それと役員の範囲も代表者に限るところもございますし、全ての役員が駄目というところもございます。

それと、もう一つは努力義務にするのか、してはならないとするのか。これは条例であっても努力義務的にしておる市議会もございます。ですので、ちょっと何点か整理をしていかならんというところがあるんですけども、まずは順番にいかないといけないと思うんですけど、これをどこへ規定をしていくか、そこからまず整理していただきたいなと思います。

○部会長（森 美和子君） 理解していただけましたか。

じゃあ、どうぞ発言を。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） どこに書いていくかというのは、私はもうはっきり言って条例に書いたほうがええと思います。はっきり言って、申合せだから法的根拠はないんやないかとか、そんな話になるぐらいやったら、やはりこれはしっかり条例にうたっていくべきやと思います。

ただ、それをしていくに当たって、まずはこの指針を入れたりとか、先ほど言われたコミュニティのままやで、それをまち協に変えなあかんとか、そういうふうなことは、まず現実的にもう変えやなあかん部分は変えていかなあかんと思いますんで、そこから始めていってもらったらええと思うんですけど、その団体の役員云々という話は、これは基本的には議員の兼業の禁止というのがあって、自治法やったかちょっと忘れちゃったけれども、結局その問題なんですよ。この兼業の禁止というのが、そもそもそれに対する法というかそういうのがあって、ただそれは一体どういうことかというのと、そもそも補助金をもらっておる団体がどうのとかいうよりも、ここに書いてある宇和島市とか紀の川市がうたっているような、その立場を利用してその団体に有利なことをするような……、有利というのは明らかに公共性のない有利な計らいをするのが、それを禁止するのがそもそも目的なんやというふうに聞きまして、そういう意味では一応、割と団体をどうするかというよりも、そっちをまずやっばりきちっとしていかなあかのやろうなとは思っております。

はっきり言って、団体云々というのに関しては多分この場では判断できやんと思いますんで、それはその後の引き続きの議論にしていったほうがええとは思いますが、我々が判断できるものではないです。ただ、今の時点で会長云々、ただ実際、それが問題あるかどうかというのは別にして、じゃあそれを兼業と判断するのは一体誰なのかといたら、これは議会なんです。議会がその人を兼業やないかというふうなことを決めないと。それでそれを発議するのは誰かといたら、当然議会なんです。だから、議会の中でそのことを誰も問題視する人がなかったら、これは基本的には兼業じゃないんやというぐらいの判断やもんで、そういう意味では正直今までの議論の中で、さっきちょうど言った自治会長、婦人会会長とか、そういうふうな話が出てきておるもんで、まずはこれか

ら始めるぐらいなんやろうなとは思っています。ただ、そういうふうな話で役員云々というのは、多分言い出したら、理事やったらあかんのか、監査や幹事だったら役員に当たるのか当たらんかとか、そんないろんな話もありますんで。それで、やっぱりその辺の整理をしていくんやったらしていくでええと思うんですけども、まずはもう団体の長ぐらいにしておかんと、なかなか記述するまでには長い道のりやろうなとは思っています。

まとまっていませんけどそんな感じで考えています。

○部会長（森 美和子君） 今のご発言は、条例には記載するべきやと。それから団体の長ではあるけど、その団体がどんな団体かというのは後で議論するということよろしいですか、内容というか団体の種類というか。

○部会員（伊藤彦太郎君） そうですね。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） もう一つ追加で。

ちょっと先ほどの発言にもう一つ補足させてもらおうと、要は団体自体をどうするかとか、役員はどこまでやとかするというのも、これは当然考えていってもええと思うんですけども、逆に言ったら今具体的にこういう名前が上がっておるということは、今までのやっぱり流れの中でこういうふうにある程度行き着いておるという部分なんで、まずはここから記載するというのもいいんじゃないかという。その後の議論でこれを変えていくというのは、もうこれはありやと思いますけれども、まずはそこからというふうな感じにしていくのが現実的じゃないかなという意味で、そういうふうな発言をさせてもらいました。

○部会長（森 美和子君） 具体的に入れていくということですよ。ここやったらコミュニティ会長はもう今はないので、まちづくり協議会会長とかという形で記載をしていくという、条例の中に。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） これさっき少し聞き取りさせてもらったときに、法的な根拠というか、地方自治法にはこれはないんですよ、この役員とか補助金団体からのとかというのは。

ちょっとそこら辺の説明をしてくれますか。

大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 地方自治法にうたわれておる資料2のところにも少し書かせてもらいましたが、地方自治法92条の2と142条、ここら辺、請負のところら辺のこの記載はございます。そもそも補助金交付団体に関するところの法律というのはございませんんで、各市とも条例であったりとか要綱であったり、そういうところで規定しているというふうな状況です。

○部会長（森 美和子君） 各市で規定をしていっているということやね。自主的にという形ですよ。

ほかに。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 今は、これは指針という形でこういう団体に就いたらあかんよと決まっておるけど、これを条例本文に書くと、また世の中がどんどん変わって行って、実情に合わんようにな

ったときに修正するのが大変になってしまうと思うんですよね。

というのは、僕はこの資料3の一番上の、例えば自治会会長は駄目よ、婦人会の連絡協議会会長は駄目よとか言っておるけれども、やり手がようけおる時代やったら別に議員はならんでもええ、なってもらったら困るというけど、今みたいにやり手がおらん状況になってくると、そんなこと言うておったら人がおらんで、議員であろうが何であろうが自治会ぐらいやってくれよと、何か最近どこの地区でも、なかなか自治会の会長の成り手がふんだんにおるといことはあんまり聞かんもんでね。だから、こういうふうな市からの補助金または委託料を受けている団体と書いてはあるんやけれども、どうでしょうかね、何かしっくりせんような、最近みたいに自治会長を頼みに行つて断られてばっかおるんで困るというような話を聞くと、ちょっとしっくりせん面があるんで、これを条例に決めてしまうと、何かあつても修正するのが大変やないかなと思つて、指針ぐらいでちょうどいいんじゃないかと思うんですけどね。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

どうぞ、中島委員。

○部会員（中島雅代君） 私も伊藤さんとほとんど同じ意見なんですけど、やっぱり指針から条例に記載をしたほうがいいんじゃないかなと思います。

団体についても、伊藤さんもおっしゃっていたとおり、やっぱり多分過去からの経緯もあつて載つてきているものもあると思うので、ただ、やっぱりどの団体、どこまで入れるのかというところは、取りあえずは今あるところを記載して、後は「等」にしてそこからは申合せ、それ以外のものは申合せぐらいのところにするのはどうかなあと思いました。

あと会長だけにするのか、役員にするのかというのはちょっと難しいなとは思っています。

○部会長（森 美和子君） 三役までとかということもありますもんね。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） はい。

ちょっとそこまで……。ごめんなさい、難しいです、すみません。

○部会長（森 美和子君） 一応条例の中には入れ込むということで。

○部会員（中島雅代君） はい。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 先ほど伊藤委員で非常に印象に残つた発言は、この今の亀山市の倫理条例だと、何かあたかも補助金あるいは委託料、お金に関するものに何らかの不合理なことが働いてはいけないということだけにとられてしまうんですけれども、やはり市議会あるいは市議会議員の立場を利用し、不合理な有利な計らいをしないというために、こういう団体には積極的に関与しないようにしようというぐらいの書き込みになるならば、条例というもう法と隣り合わせしたものよりも、やはり申合せぐらいにしておかないと、その団体も時代によっていろいろ変遷のある中で、現実的にはそぐわない場面も出てくる。逆にいうと、申合せであっても、これは議員間の強いお互いの指針であるという意識を持てば、申合せであっても有効に働くというふうに思いますので、先ほどの局長のどこへ規定をするか、中島委員、それから伊藤委員は条例だということなんですけれども、あえて条例にこだわらなくても、申合せの中でフレキシブルに対応できる、あるいはそれがより議員間で一つの

指針になり得るものであるんじゃないかなあというようにも思えます。

法的にも、先ほど言った地方自治法の第92条の2だけなんですよね。申合せのほうがより深みのあるというか、内容的にはすんなりいくんじゃないかなと、そんな気がしています。難しい、これは。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。難しい。

森委員、いかがですか。

森委員。

○部会員（森 英之君） 考えとしては、恐らく副部会長の考え方に私は似ていると思うんですけど、やっぱりこの指針が変わっては条例に全てを集約していくというのは、私はそうすべきやと思っているんですけど、条例に盛り込む内容としては、やはりその時代時代によって新しい団体も出てくる可能性もあるので、そこできっちり考え方だけ、議員は地位による影響力を不正に使用しないこととか、そういった他市の条例なんかも記載されていますけど、そこをきっちり明記することによって全て担保できると思うんで、今団体名が変わっているんで、そこを見直しましょうというのは、ある程度考え方としてはありかと思いますが、そうじゃなくて、今回、条例に集約していくというのであれば、ひとつそういう方向で考えてもいいんじゃないかというふうに私は思います。

○部会長（森 美和子君） ちょっと1時間たっていませんけど、休憩を5分、今日は時間がないので5分、すみません。

ちょっと暫時休憩します。

午後1時49分 休憩

午後1時54分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。

少し皆さんからご意見はいただきました。ちょっと割れてしまったんですけど、部会長の立場としましては、今回のこの指針の第1番目に書かれている事項に関しては、条例には記載はしないけれど、きちっと申合せの中で整理をしていくということにさせていただきたいなあと思っているんですけど、どうしても入れなあかんという方は発言をどうぞ。

いいですか。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） ちょっと待ってください。

亀山市議会の政治倫理条例のその部分を少し読んでいただきますので。

渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 今の亀山市の条例の政治倫理基準のところの第2号で、その権限や地位を利用して自己や特定の者の利益を図らないことという号がございます。この辺りは少し前に副部会長が言われた条例にしろ何にしろ、明記するときにはそういったことも記載すべきだというふうな、そういう根本的な部分は条例に記載をされておるということで、部会長は具体的な部分は申合せでどうでしょうかという、そういうことだと思います。

○部会長（森 美和子君） どうですか。よろしいですか、皆さん。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、そういう形で少し整理をさせていただきたいと思います。

それから、これは1番目ですけど、この2番目の会議等の心得、これは2の（1）に関しては、運

用基準をまたこれから、他の市議会もつくられていないので、これからうちでまた作成をしていくということでご了解をいただきたいと思います。

それから、2の(2)の件に関しては、これはもうわざわざ指針とか条例にうたうようなことじゃなくて、市議会要覧の中に記載をしていくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○部会長(森 美和子君) 3番目はしっかり大事なことです、これはもう条例の中に入っているんですね。

渡邊局長。

○議会事務局長(渡邊靖文君) 一部もう既に同じようなことが条例にうたわれていますので、その条例の文面をこういうことを溶け込ませた内容に変えれば、それでいいのかなと思っております。

○部会長(森 美和子君) そういう形で整理をさせていただきたいなあと思っていますけど、この全体、政治倫理指針を、条例もきちっと亀山市議会ではつくっている、指針はなくして条例にしっかりとうたっていくということと、一番最初の部分に関しては、申合せで規定をしていくということでご理解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「よろしいです」の声あり)

○部会長(森 美和子君) またその内容については、別途この部会の中で議論をいただきたいなあと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

通して、このカルテ41に関して、何かほかにありましたらご発言をいただきたいと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(森 美和子君) そうしたら、その他の項に移ります。

ペーパーレス化についての提案でございます。

この9月定例会から、紙資料が不要な方には配付を行わないことといたしております。もらっていない方もいらっしゃると思います。12月定例会からは、本会議、委員会における紙資料の配付を基本的にはもうゼロにしていきます。これはもう執行部のほうもタブレットが入りますので、その時点で市議会としてタブレットを導入したのはペーパーレス化ということが大きな課題でありましたので、それは実行をさせていただきたいと思っておりますので、そういうふうになっております。

この検討部会においては、もう先行してペーパーレス化を進めていきたいと思っています。この紙資料につきましては、この検討部会が最後で70回をもっともう紙は配らない、このタブレットだけで議論をしていただくということをちょっと提案させていただきたいなあと思っているんですけど、何かご意見ありましたらどうぞ。

森委員。

○部会員(森 英之君) 部会長の言うとおりの、異論はありません。もともとタブレットを入れる目的がこれですので、この検討部会から先んじてやっていくというのも含めて賛成です。

○部会長(森 美和子君) ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

どうしても無理やおっしゃる方は、また事務局にご相談をいただきたいと思っています。基本的にはもう紙資料は配ることはありませんので、このタブレットを必ずご持参いただいて議論を進めていき

たいと思いますのでよろしくお願いします。

はい、渡邊局長、どうぞ。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 冒頭に副部会長のほうから一般質問等の時間の短縮とか、その辺の記述の件なんですけど、ちょっと確認をしましたら、運用が従来と変わっていないので、決定事項の中には上がっておりませんでした。

ただ、副部会長が言われる検討した結果、議員の判断に委ねるという部分がございますので、何らかの形で、検討した結果を残す意味でも議員の判断ということが分かるような形で改めてちょっと記述をさせていただきたいと思います。

○部会長（森 美和子君） よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、本日の案件は以上でございます。

何かほかにありますか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それでは、以上で検討部会を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

午後2時02分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 8 月 25 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子